

ウォーバーグ・ピンカス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)

投資信託説明書(目論見書)
2006年6月

本投資信託説明書(目論見書)は、前半部分は「ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド」の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書(請求目論見書)」から構成されています。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

当ファンドは主に国内株式を投資対象とします。組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

(本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。)

ウォーバーグ・ピンカス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）
2006年6月

※本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

クレディ・スイス投信

1. 「ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年6月9日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月10日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書(交付目論見書)は、証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
3. 当ファンドにおける有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社に請求することにより、当該販売会社を通じて交付されます。なお、投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。
4. 当ファンドは、主に国内株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は組入れた有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入株式の価格は国内外の政治・経済情勢、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。
5. 本書で使用している税率等の課税上の取扱いは、本書作成時現在に適用されているものですが、税制が改正された場合等には、変更になる場合があります。

- 投資信託の運用による損益は、すべて投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は証券会社以外でご購入の場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

ファンドの販売会社および基準価額等については、次の照会先までお問い合わせください。

[照会先] クレディ・スイス投信株式会社
お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120 - 104 - 903
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)
インターネット・ホームページ www.credit-suisse.com/jp

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・ 原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・ 受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・ 非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、クレディ・スイス投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「**5** その他 3. その他ファンドの情報・振替受益権について」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「**■** その他 3. その他ファンドの情報 ・既発行受益証券の振替受益権化について」に記載の手續きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手續きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

なお、この投資信託振替制度への移行につき、当交付目論見書の該当項目に移行後のお取扱を注記していますが、その用語については次のように記載しております。

- | | |
|----------|---|
| 振替制度・・・ | 平成 19 年 1 月 4 日より移行を予定している「投資信託振替制度」をいいます。 |
| 社振法・・・ | 「社債等の振替に関する法律」をいいます。ただし、政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は、「社債、株式等の振替に関する法律」をいいます。 |
| 振替機関等・・・ | ファンドの受益権の発生、消滅、移転等をコンピュータシステムにて管理し、コンピュータシステム上の帳簿への記載・登録を行なう振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」)をいいます。)をいいます。 |
| 振替口座簿・・・ | ファンドの受益権の発生、消滅、移転等を記載・登録するコンピュータシステム上の帳簿をいいます。 |
| 振替受益権・・・ | 振替機関によって振替口座簿に記載・登録されることにより定まる受益権をいいます。 |

投資信託説明書(交付目論見書)

目 次

	頁
1 ファンドの概要	1
1. ファンドの基本情報	1
2. 買付・換金の申込み	2
3. 費用と税金	3
4. ファンドの仕組み	4
2 運用の内容	5
1. ファンドの性格および特色	5
2. 投資対象	7
3. 投資制限	7
4. 分配方針	7
5. 運用体制	8
6. 投資リスク	9
3 投資の手引き	11
1. 申込手続等の概要	11
2. 手数料等および税金	12
4 運用状況	14
1. 運用状況	14
2. 財務ハイライト情報	18
5 その他	21
1. 管理および運営の概要	21
2. 内国投資信託受益証券事務の概要	23
3. その他ファンドの情報	24
4. 委託会社の概況	25
5. ファンドの詳細情報の項目	26

約 款

用 語 の 解 説

1 ファンドの概要

1. ファンドの基本情報

ファンドの名称	ウォーバーク・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド (「当ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)
ファンドの投資方針	信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行いません。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
ファンドの特色	<ul style="list-style-type: none">■ 企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。■ ファundamentals分析に基づいたアクティブ運用を行いません。■ 銘柄選択にあたっては、企業訪問を駆使したボトムアップ・アプローチを行いません。■ グローバルな視点を加味した運用を行いません。■ ベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
運用方針	後述の「 2 運用の内容 1. ファンドの性格および特色」をご覧ください。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">■ 株式への投資割合制限を設けません。■ 外貨建資産への投資割合 信託財産の純資産総額の30%以内とします。
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none">■ 株式投資リスク■ 流動性リスク■ ビジネスリスク
信託期間	無期限(平成11年5月31日設定) ただし、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等は信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。
決算日	年1回: 原則、3月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては分配を行わない場合もあります。 分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

2. 買付・換金の申込み

買付・換金の 申込受付時間	午後3時(わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時)までに申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
買付単位	1万円以上1円単位 「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。販売会社でご確認ください。
買付価額	買付申込受付日の基準価額
買付手数料	販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書作成時現在の手数料率は、基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内です。
買付代金の支払い	販売会社が別に定める日まで
途中換金	原則として、いつでもご換金いただけます。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を差し引いた額(=解約価額)
換金代金の支払い	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から

注) 本書では、取得・申込等を「買付」、一部解約等を「換金」ということがあります。

3. 費用と税金

買付時、収益分配時、換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
買 付 時	買 付 手 数 料	前述の「2. 買付・換金の申込み / 買付手数料」をご参照ください。
収 益 分 配 時	所得稅および地方稅	普通分配金に対して……………10% ¹
換 金 時 (解 約 請 求 制)	信 託 財 産 留 保 額	基準価額に対して……………0.3%
	換 金 手 数 料	なし
償 還 時	所得稅および地方稅	基準価額の個別元本 ² 超過額に対して……………10% ¹
	償 還 額 の 個 別 元 本 ² 超 過 額 に 対 して ……	10% ¹

1 個人投資家の場合の税率です。法人投資家の場合は税率が異なります。

2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（買付手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）をいいます。

注）課税上の詳細については、後述の「3 投資の手引き 2. 手数料等および税金 (2) 課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

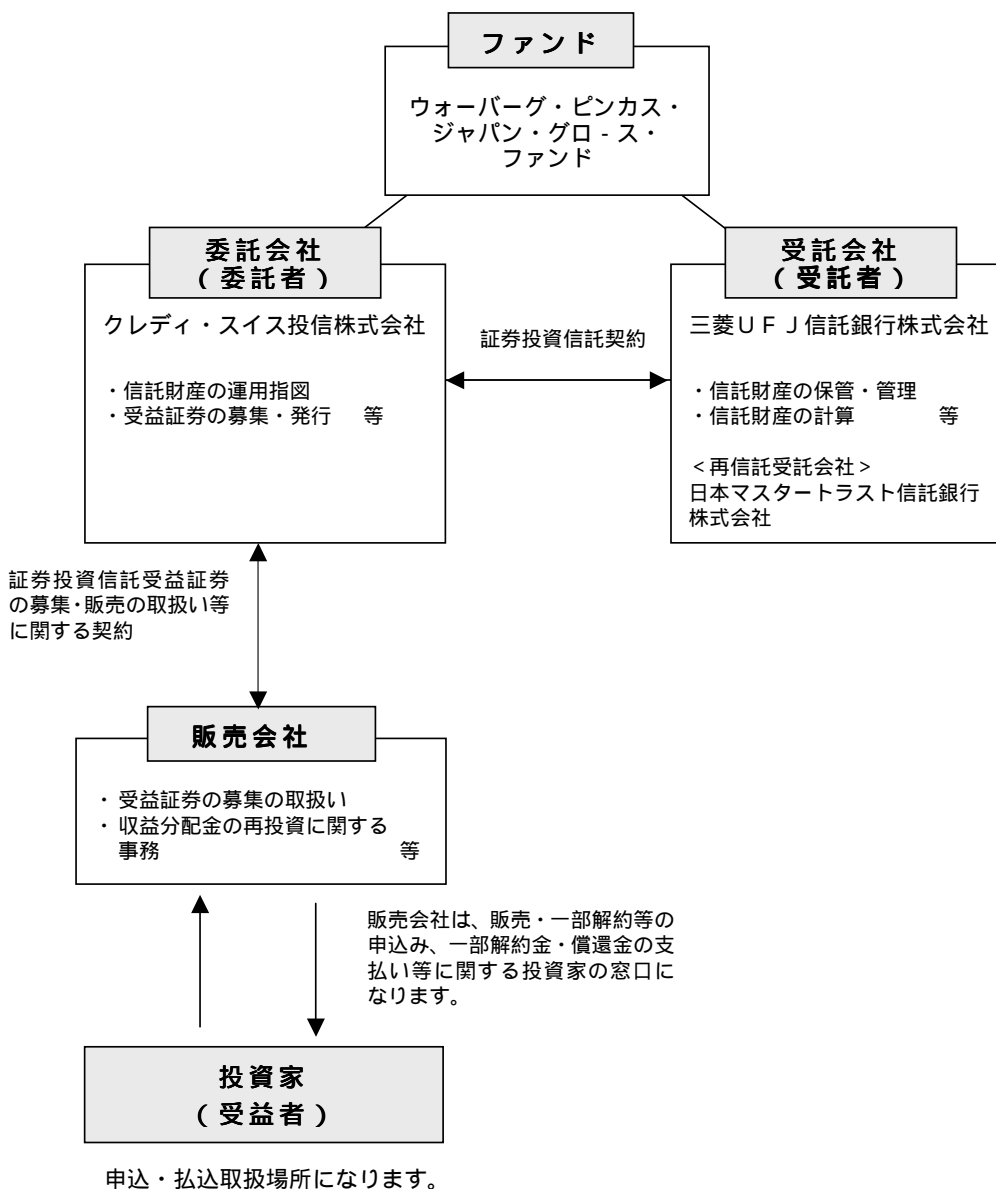
時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		総額	純資産総額に対して……………年率1.68% (税抜1.6%)		
毎 日	信 託 報 酬	配分	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.7875% (税抜0.75%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	年率0.105% (税抜0.1%)
随 時	信 託 事 務 の 諸 費 用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息			
随 時	借 入 金 の 利 息	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息			
取 引 毎	証 券 取 引 に 伴 う 手 数 料 等	組入有価証券等の売買において発生する、売買委託手数料（消費税等相当額込）および税金等、先物取引・オプション取引等や外貨建資産の保管等に要する費用			

注1) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

注2) 監査費用は、委託会社が負担し、信託財産からは支払いません。

商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

4. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社 (証券投資信託契約)

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社 (証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約)

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

2 運用の内容

1. ファンドの性格および特色

(1) ファンドの目的および基本的性格

a. ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的とします。

b. ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託で、「国内株式型(一般型)」に属しています。

「国内株式型(一般型)」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

d. ファンドの特色

企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。

ファンダメンタルズ分析¹に基づいたアクティブ運用を行ないます。

銘柄選択にあたっては、企業訪問を駆使したボトムアップ・アプローチ²を行ないます。

グローバルな視点を加味した運用を行ないます。

ベンチマーク³であるTOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

1 「ファンダメンタルズ分析」とは、投資価値を判断する分析手法のひとつです。景気や企業業績を重視し、将来の企業の成長性を調査・分析し、株式投資に反映させます。企業業績ではとくに財務内容を中心に分析を行ないます。

2 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を訪問・分析した結果で銘柄選択を行なう運用手法のことです。

3 「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

(2) ファンドの投資方針

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

投資プロセスにおいて『企業訪問』を重視します。

産業構造の変革の中で、日本企業の将来は過去の延長線上にはないと考えます。その将来を決めるものは『人』であり、その中で最も重要な役割を果たす『経営者』の哲学やビジョン、そして経営戦略などを確かめるために、ファンドマネージャーおよびアナリストに

よる『企業訪問』を重視します。

グローバルに展開するクレディ・スイスの情報力を投資に活かします。

経済がグローバル化する状況で、日本という枠の中だけで日本株を評価・分析することは偏った投資判断に陥るリスクがあると考えます。そこで、グローバルに展開するクレディ・スイスの情報力を活かし、グローバルな視点を加味した運用を行ないます。

幅広く企業訪問を行ないます。

- ・ 脚光を浴びている企業から脚光を浴びていない企業まで
- ・ 流動性の高い大型株から流動性の低い小型株まで
- ・ 伝統的な産業から新しい産業まで
- ・ 歴史の長い大手企業から創業間もない新興企業まで

b. 投資態度

大型株から小型株まで全ての日本株式を対象に幅広く投資機会を探ります。新規公開企業の株式にも注目します。

ファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行ないます。

銘柄選択に際しては、企業の成長性に着目し、株価の割安度を考慮します。特に個別企業の収益性、経営の質、株価水準などに焦点をあてます。

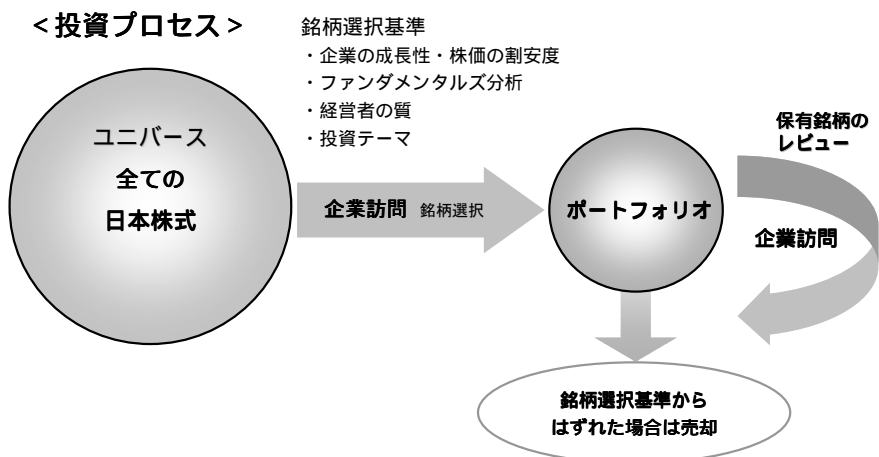
その時々の方場の投資テーマも銘柄選択の判断材料とします。

基本的に組入銘柄については、ファンドマネージャーもしくはアナリストが企業訪問を実施します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。

現物株式への投資を運用の主体とします。先物取引等は原則としてヘッジ目的に限定して行ないます。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。



2. 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(詳しくは、後述の「約款」をご覧ください。)

3. 投資制限

(法令上の投資制限)

- ・先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)

委託者は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次のイおよびロに掲げる額(これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびにハならびにニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託者に指図しないものとします。

- イ. 当該信託財産にかかる先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定にかかるものを除きます。)
- ロ. 当該信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- ハ. 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- ニ. 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

- ・同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(約款上の投資制限については、後述の「約款」をご覧ください。)

4. 分配方針

年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては分配を行わない場合もあります。

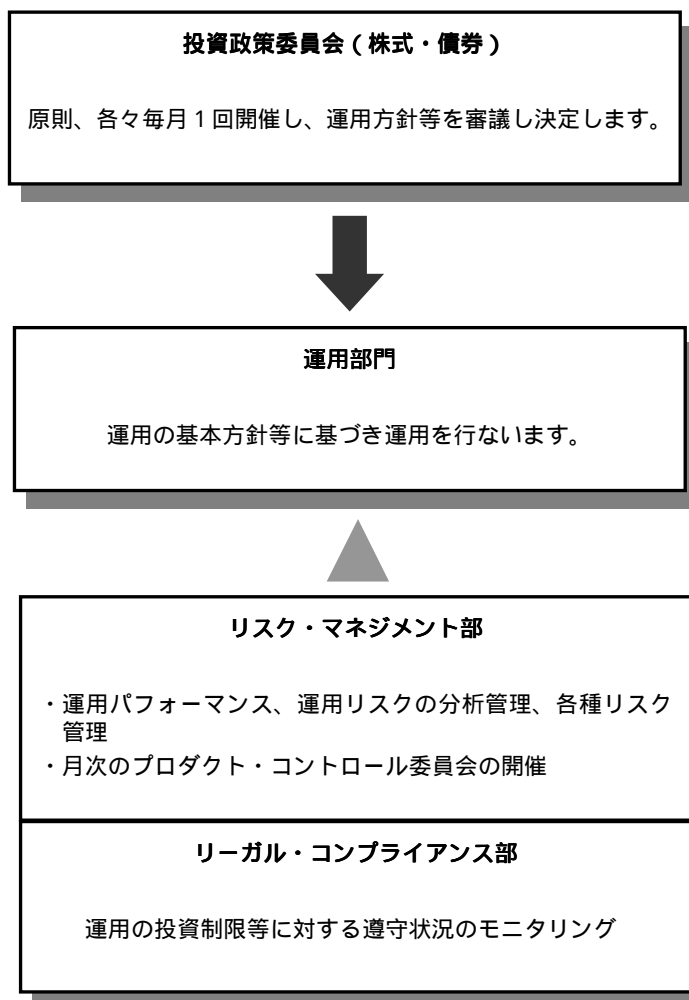
(詳しくは、後述の「約款」をご覧ください。)

注) 振替制度へ移行後のお取扱い(平成19年1月4日移行予定)

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決

算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

5 . 運用体制



* ファンドの運用体制等は本書作成時現在のものであり、今後変更となる場合があります。

6. 投資リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されているものではありません。

《当ファンドの主なリスクおよび留意点》

基準価額の主な変動要因等

株式投資リスク

一般に、株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け大きく変動します。当ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資する場合は、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ベンチマークについて

ベンチマークとしたインデックス(指数または指標)は、市況動向により変動します。したがってベンチマークのインデックスが下落する局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が継続申込期間を更新しないことや申込受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、収益分配方針に従い、計算期末に分配を行いません。ただし、委託者の判断により、分配が行なわれない場合があります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

申込受付中止等の可能性に関わる留意点

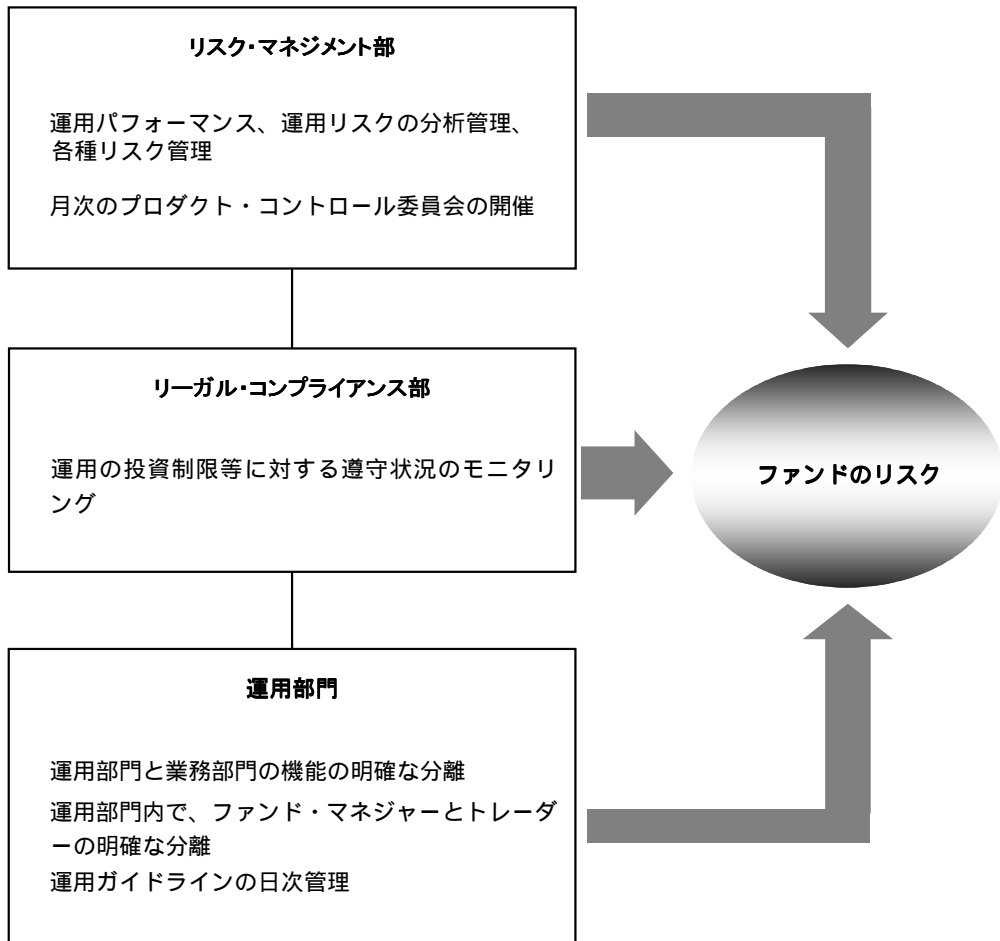
委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能事態の発生など）があるときは取得申込受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込受付を取消することができます。また同様の事情がある場合、一部解約の申込受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受け付け

以前に行なった当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の申込みを受付けたものとします。

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

《リスクの管理体制》



* ファンドのリスク管理体制等は本書作成時現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資の手引き

1. 申込手続等の概要

(1) 買付申込手続等

a. 買付方法

午後3時(わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時)までに、買付申込みが行なわれ、かつ当該買付申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の買付申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結します。なお、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

b. 買付単位

買付手数料(消費税等相当額込)を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

c. 買付価額

買付申込受付日の基準価額とします。

d. 買付代金のお支払日

販売会社の別に定める日までに買付代金を販売会社にお支払いください。

注)振替制度へ移行後のお取扱い(平成19年1月4日移行予定)

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれず。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(2) 換金申込手続等

a. 換金方法

午後3時(わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時)までに、換金申込みが行なわれ、かつ当該換金申込受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分とします。

b. 換金単位

一口単位とします。

c. 換金価額

換金価額は、換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を差し引いた額（「解約価額」といいます。）とします。なお、手取額は、当該解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により、一定の金額を超える換金に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

e. 換金代金の支払日

原則として、換金申込受付日より5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

注)振替制度へ移行後のお取扱い（平成19年1月4日移行予定）

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

2. 手数料等および税金

(1) 手数料・信託報酬等

a. 買付手数料

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書作成時現在の手数料率は、基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料で取扱います。

b. 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.6%）以内を乗じて得た額とします。

詳しくは、「**1** ファンドの概要 3. 費用と税金」をご覧ください。

(2) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(買付手数料(消費税等相当額込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、以下「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。)

b. 換金時および償還時の課税について

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)

の税率で源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。また、償還または解約により生じた損失については、確定申告を行なうことにより、株式等の売買益(譲渡益)との損益通算が可能となります。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、当ファンドは益金不算入制度が適用されます。

平成20年4月1日から支払われる公募株式投資信託の収益の分配金(普通分配金・一部解約金・償還金の個別元本超過額)については、個人の受益者の場合、20%(所得税15%、地方税5%)、法人の受益者の場合、15%(所得税15%)となる予定です。

4 運用状況

1. 運用状況

(1) 投資状況

(平成18年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	5,470,691,000	97.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		166,756,428	2.96
合計(純資産総額)		5,637,447,428	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額の上位30位銘柄

(平成18年4月28日現在)

順位	銘柄名	国/ 地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	38,200	6,290.00	240,278,000	6,660.00	254,412,000	4.51
2	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	184	1,270,000.00	233,680,000	1,250,000.00	230,000,000	4.08
3	三井物産	日本	卸売業	132,000	1,530.00	201,960,000	1,721.00	227,172,000	4.03
4	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	196	937,000.00	183,652,000	971,000.00	190,316,000	3.38
5	日本発條	日本	金属製品	123,000	1,343.00	165,189,000	1,320.00	162,360,000	2.88
6	本田技研工業	日本	輸送用機器	17,400	7,050.00	122,670,000	8,090.00	140,766,000	2.50
7	ペルーナ	日本	小売業	57,600	2,400.00	138,240,000	2,340.00	134,784,000	2.39
8	中外製薬	日本	医薬品	52,600	2,241.56	117,906,245	2,465.00	129,659,000	2.30
9	ニッシン	日本	その他金融業	1,064,400	112.00	119,212,800	109.00	116,019,600	2.06
10	三井製糖	日本	食料品	225,000	475.00	106,875,000	510.00	114,750,000	2.04
11	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	64	1,690,000.00	108,160,000	1,790,000.00	114,560,000	2.03
12	ハビネット	日本	卸売業	30,600	3,170.00	97,002,000	3,440.00	105,264,000	1.87
13	メルコホールディングス	日本	電気機器	27,900	3,502.91	97,731,250	3,560.00	99,324,000	1.76
14	アルバック	日本	電気機器	19,700	4,460.00	87,862,000	4,950.00	97,515,000	1.73
15	武田薬品工業	日本	医薬品	13,500	6,750.00	91,125,000	6,960.00	93,960,000	1.67
16	ビジョン	日本	その他製品	53,200	1,675.00	89,110,000	1,735.00	92,302,000	1.64
17	クボタ	日本	機械	71,000	1,114.00	79,094,000	1,287.00	91,377,000	1.62
18	ステラ ケミファ	日本	化学	13,500	4,200.00	56,700,000	6,760.00	91,260,000	1.62
19	アセット・マネジャーズ	日本	サービス業	271	316,442.42	85,755,896	333,000.00	90,243,000	1.60
20	東レ	日本	繊維業	84,000	882.00	74,088,000	1,067.00	89,628,000	1.59
21	三井金属鉱業	日本	非鉄金属	112,000	749.00	83,888,000	792.00	88,704,000	1.57
22	TDK	日本	電気機器	9,300	9,195.53	85,518,478	9,530.00	88,629,000	1.57
23	松下電器産業	日本	電気機器	32,000	2,520.00	80,640,000	2,750.00	88,000,000	1.56
24	ラウンドワン	日本	サービス業	166	517,000.00	85,822,000	528,000.00	87,648,000	1.55
25	だいこう証券ビジネス	日本	証券業	39,200	2,640.00	103,488,000	2,225.00	87,220,000	1.55
26	西日本旅客鉄道	日本	陸運業	172	470,000.00	80,840,000	506,000.00	87,032,000	1.54
27	日本電産	日本	電気機器	9,900	8,888.70	87,998,207	8,780.00	86,922,000	1.54
28	ガリバーインターナショナル	日本	卸売業	5,840	13,600.00	79,424,000	14,390.00	84,037,600	1.49
29	ジェイ エフ イー	日本	鉄鋼	18,400	4,370.00	80,408,000	4,420.00	81,328,000	1.44
30	ホールディングス エービーシー・マート	日本	小売業	28,300	2,940.00	83,202,000	2,665.00	75,419,500	1.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

(種類別投資比率)

(平成18年4月28日現在)

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.77
	食料品	2.04
	繊維業	2.77
	化学	6.21
	医薬品	3.97
	ガラス・土石製品	0.18
	鉄鋼	1.44
	非鉄金属	2.89
	金属製品	2.88
	機械	3.92
	電気機器	12.78
	輸送用機器	9.40
	精密機器	1.19
	その他製品	2.80
	陸運業	1.54
	通信業	5.12
	卸売業	7.77
	小売業	7.33
	銀行業	10.62
	証券業	1.55
	保険業	1.01
その他金融業	3.95	
サービス業	4.91	
合計		97.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成12年3月10日)	8,827	-	2.1561	-
2期(平成13年3月12日)	8,046	-	1.0908	-
3期(平成14年3月11日)	7,420	-	1.0205	-
4期(平成15年3月10日)	4,414	-	0.6171	-
5期(平成16年3月10日)	5,777	-	0.8764	-
6期(平成17年3月10日)	5,040	-	0.8758	-
7期(平成18年3月10日)	5,530	-	1.2467	-
平成17年4月末日	4,738	-	0.8396	-
平成17年5月末日	4,769	-	0.8573	-
平成17年6月末日	4,822	-	0.8819	-
平成17年7月末日	4,764	-	0.8912	-
平成17年8月末日	4,935	-	0.9409	-
平成17年9月末日	5,084	-	1.0255	-
平成17年10月末日	5,169	-	1.0591	-
平成17年11月末日	5,390	-	1.1395	-
平成17年12月末日	5,764	-	1.2607	-
平成18年1月末日	6,016	-	1.3289	-
平成18年2月末日	5,605	-	1.2618	-
平成18年3月末日	5,831	-	1.3330	-
平成18年4月末日	5,637	-	1.3212	-

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	115.6
第2期	49.4
第3期	6.4
第4期	39.5
第5期	42.0
第6期	0.1
第7期	42.3

2. 財務ハイライト情報

以下の情報は、「ファンドの詳細情報の項目」に記載する「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査を受けており、当該監査法人による監査報告書は、当該「財務諸表」に添付されています。）から抜粋して記載したものです。

ウォーバーク・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 6 期 (平成17年3月10日現在)	第 7 期 (平成18年3月10日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流 動 資 産			
コール・ローン		109,932,131	176,509,854
株 式		4,974,859,700	5,383,440,700
未 収 入 金		14,849,576	30,439,983
未 収 配 当 金		755,730	3,503,826
未 収 利 息		3	4
流動資産合計		5,100,397,140	5,593,894,367
資 産 合 計		5,100,397,140	5,593,894,367
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金		-	10,817,010
未 払 解 約 金		17,774,867	7,722,990
未払受託者報酬		2,651,903	2,799,302
未払委託者報酬		39,778,502	41,989,468
流動負債合計		60,205,272	63,328,770
負 債 合 計		60,205,272	63,328,770
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		5,755,112,610	4,436,302,703
剰 余 金			
期末剰余金又は期末欠損金()		714,920,742	1,094,262,894
(うち分配準備積立金)		(741,487,905)	(600,160,823)
剰余金合計		714,920,742	1,094,262,894
純 資 産 合 計		5,040,191,868	5,530,565,597
負 債・純 資 産 合 計		5,100,397,140	5,593,894,367

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 6 期 自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		43,768,566	51,082,594
受取利息		829	1,154
有価証券売買等損益		29,295,811	1,857,465,538
その他収益		804	687,500
営業収益合計		73,066,010	1,909,236,786
営業費用			
受託者報酬		5,656,935	5,387,839
委託者報酬		84,853,895	80,817,465
その他費用		20,920	-
営業費用合計		90,531,750	86,205,304
営業利益又は営業損失()		17,465,740	1,823,031,482
経常利益又は経常損失()		17,465,740	1,823,031,482
当期純利益又は当期純損失()		17,465,740	1,823,031,482
一部解約に伴う当期純利益分配額 又は当期純損失分配額()		12,680,931	219,411,721
期首欠損金		814,965,025	714,920,742
欠損金減少額		115,814,251	205,563,875
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(115,814,251)	(182,791,934)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		-	(22,771,941)
欠損金増加額		10,985,159	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(10,985,159)	-
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		714,920,742	1,094,262,894

重要な会計方針

期 別 項 目	第 6 期 自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・証券取引所に上場されていない有価証券 <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</p>	同 左
2. 収益及び費用の計上 基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

5 その他

1. 管理および運営の概要

(1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称（WPJG）として掲載されます。また、販売会社または表紙裏の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。
- c. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(2) 保管

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドのため、受益証券はすべて保護預りとなります。

なお、受益証券は混蔵保管されます。

注)振替制度へ移行後のお取扱い（平成19年1月4日移行予定）

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

平成11年5月31日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

(5) その他

a. 償還条件

委託者は、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないませ

ん。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 ~ の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託者は、当ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

e. 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、一部解約（換金）請求権、帳簿書類の閲覧・謄写の請求権です。

2. 内国投資信託受益証券事務の概要

- a. 受益証券の名義書換手続き等
受益証券の無記名式を発行し、名義書換は行いません。
- b. 受益者等名簿の閉鎖の時期
受益者等名簿は作成しません。
- c. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- d. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。ただし、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

注)振替制度へ移行後のお取扱い(平成19年1月4日移行予定)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

3. その他ファンドの情報

・内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託受益証券（「受益証券」といいます。）を発行します。

受益証券は、無記名式です。

当初元本は、1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

注)振替制度へ移行後のお取扱い(平成19年1月4日移行予定)

受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり振替受益権となります。

クレディ・スイス投信株式会社(委託者)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

・発行価額の総額

2,000億円を上限とします。

・申込期間

平成18年6月10日から平成19年6月8日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

・払込期日

販売会社が別に定める所定の方法により、申込代金をお支払いください。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託者の口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

注)振替制度へ移行後のお取扱い(平成19年1月4日移行予定)

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

・振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、振替制度へ移行した場合の振替機関は「株式会社証券保管振替機構」です。

・振替受益権について

振替制度へ移行後は上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

・既発行受益証券の振替受益権化について

委託者は、信託約款の変更手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権

につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

- ・日本以外の地域における発行
該当事項はありません。
- ・有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所
該当事項はありません。
- ・本目論見書に関する有価証券届出書の提出日
平成18年6月9日

4. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書作成時現在のものです。)

・資本の額

資 本 金 : 1,590.4百万円
 発行する株式の総数 : 320,000株
 発行済株式の総数 : 288,062株

・会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立
 平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可
 平成7年5月31日 投資顧問業の登録
 平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
 平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
 平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社を合併

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
クレディ・スイス	スイス国チューリッヒ市パラデブラッツ8番地 CH8001	288,062株	100.00%

・当ファンドに関する有価証券届出書の発行者

発 行 者 名 : クレディ・スイス投信株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 平本 貴範
 本店の所在の場所 : 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

5 . ファンドの詳細情報の項目

「ファンドの詳細情報の項目」では、請求目論見書（有価証券届出書第三部 の内容を記載した目論見書）の項目を記載しています。

請求目論見書とは、証券取引法の規定に基づき、投資家からの請求により交付される目論見書です。ご請求の場合は販売会社にお問い合わせください。

当該情報は「EDINET（エディネット）」でもご覧いただけます。EDINETとは、E lectronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類を閲覧することができます。

- | | |
|-------------|------------------|
| 第1 ファンドの沿革 | 第4 ファンドの経理状況 |
| 第2 手続等 | 1 財務諸表 |
| 1 申込（販売）手続等 | (1) 貸借対照表 |
| 2 換金（解約）手続等 | (2) 損益及び剰余金計算書 |
| 第3 管理及び運営 | (3) 附属明細書 |
| 1 資産管理等の概要 | 2 ファンドの現況 |
| (1) 資産の評価 | 純資産計算書 |
| (2) 保管 | 資産総額 |
| (3) 信託期間 | 負債総額 |
| (4) 計算期間 | 純資産総額（ - ） |
| (5) その他 | 発行済数量 |
| 2 受益者の権利等 | 1 単位当たり純資産額（ / ） |
| | 第5 設定及び解約の実績 |

追加型証券投資信託
ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド
約 款

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を基本とします。

株式等の組入比率については原則としてフル・インベストメントで積極的な運用を基本とします。

実際に企業を訪問し、徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」による運用を基本とします。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、クレディ・スイス投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委任)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条、第50条、第51条、第52条および第54条の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

前項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の取得単位、価額および手数料等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に係る契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めます。

前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

（受益証券の種類）

第 13 条 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益証券を原則として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づき混蔵保管するものとします。

（受益証券の再交付）

第 14 条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第 15 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第 16 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特別目的会社に係る特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 14. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
 15. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 17. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 19. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
 20. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 15 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 15 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものをい

下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(削除)

第18条の2 削除

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））と、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 27 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託）

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者及びこれらの子会社等での有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第 29 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（削除）

第 31 条 削除

（信託財産の表示および記載の省略）

第 32 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券の売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成11年5月31日から平成12年3月10日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条の規定による信託終了の日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の160の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎半期末および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(削除)

第43条 削除

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については、第 46 条に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 45 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。
受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 45 条 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。
前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金の再投資）

第 46 条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。
委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。
第 49 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
収益分配金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

（受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い）

第 47 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づいて第 10 条の規定により発行される受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。
委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第 49 条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第 49 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位をもって当該一部解約の実行を請求することができます。
委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が 30 億円を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、も

しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第52条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対

し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

付 則

第 1 条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 45 条第 4 項および第 46 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 3 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一日日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手續きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成 19

年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成11年5月31日

委託者 クレディ・スイス投信株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
 ウォーバーク・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド
 信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。
 なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成 18 年 6 月 9 日現在の約款の内容）
<p>（受益権の取得申込みの勧誘の種類） 第 5 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>（当初の受益者） 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>（受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u></p>	<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類） 第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>（当初の受益者） 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>（受益権の分割および再分割） 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>（受益証券の発行） 第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。</p> <p><u>前項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって取得申込者</u></p>

<p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。</p> <p>委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <削除></p> <p>（受益権の取得単位、価額および手数料等） 第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に係る契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口単位をもって、受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めます。</p>	<p>が結んだ契約に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>（受益証券の発行についての受託者の認証） 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。</p> <p>（受益証券の取得単位、価額および手数料等） 第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に係る契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券取得申込者に対し、1口単位をもって、取得の申込に応ずることができるものとします。 <新設></p> <p>前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めます。</p>
--	--

<p>前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p>(削除) 第13条 削除</p> <p>(削除) 第14条 削除</p> <p>(削除) 第15条 削除</p> <p>(削除) 第16条 削除</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第44条 受託者は、収益分配金については、第46条に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金の支払い) 第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>	<p>前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。</p> <p>(受益証券の種類) 第13条 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益証券を原則として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づき混蔵保管するものとします。</p> <p>(受益証券の再交付) 第14条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p> <p>(受益証券を毀損した場合などの再交付) 第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</p> <p>(受益証券の再交付の費用) 第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条 受託者は、収益分配金については、第46条に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金の支払い) 第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。</p>
---	--

<p>前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。</p> <p>償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>(収益分配金の再投資)</p> <p>第46条 受益者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p> <p>第49条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。</p> <p>収益分配金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>第47条 削除</p> <p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第48条 受益者が、収益分配金については第46条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位をもって当該一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受</p>	<p>前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。</p> <p>償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>(収益分配金の再投資)</p> <p>第46条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。</p> <p>第49条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。</p> <p>収益分配金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>(受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い)</p> <p>第47条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づいて第10条の規定により発行される受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第49条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。</p> <p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第48条 受益者が、収益分配金については第46条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(一部解約)</p> <p>第49条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に、1口単位をもって当該一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p>
--	---

益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 49 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第 55 条の 2 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(付 則)

第 2 条 第 45 条第 4 項および第 46 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金 (信託金総額を総口数で除して得た額) とみなすものとします。

(添付信託約款付則第 3 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条 (受益証券の種類) から第 16 条 (受益証券の再交付の費用) の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

< 新設 >

(反対者の買取請求権)

第 55 条の 2 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(付 則)

第 2 条 第 45 条第 4 項および第 46 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金 (信託金総額を総口数で除して得た額) とみなすものとします。

第 3 条 (添付信託約款付則第 3 条をご参照ください。)

用語の解説

アクティブ運用

投資価値を分析・評価し投資銘柄の選別を行なう運用手法で、市場の収益率を上回る収益率をあげることを目指します。(アクティブ運用に対比する運用手法として、パッシブ運用があります。これは逆に、市場の収益率通りの収益率をあげることを目指します。)

運用報告書

運用報告書は、投信法(投資信託及び投資法人に関する法律)で信託財産の計算期間の末日ごとに作成することが規定されています。期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社から販売会社を通じて受益者に交付します。

解約価額

投資信託の換金時の価額で、一部解約時に信託財産留保額がある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

解約請求制

投資信託の換金方法のひとつで、受益者が販売会社を通して、委託会社に対し信託契約の一部解約を請求する方法です。

基準価額

受益権1口当たりの時価(純資産価値)のことをいいます。(純資産総額÷受益権総口数)

収益分配金

計算期間中に運用によって得られた収益から費用を差し引き、投資家に分配するお金です。

受益権

信託財産の運用によって得られた利益の分配を得る権利です。

受益証券

受益権を口数で表した有価証券です。

純資産総額

信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。

信託財産留保額

信託期間終了前的一部解約に対し、一部解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用のことで、委託者報酬と受託者報酬にわけることができます。委託者報酬とは委託会社が運用の対価として受け取るもので、受託者報酬とは受託会社が信託財産の保管・管理の対価として受け取るものです。なお、委託会社が受け取る委託者報酬から、販売会社に販売事務等の対価としての手数料が支払われます。

追加型投資信託

追加型投資信託とは、当初募集された信託財産に、いつでも追加設定を行ない、一つのファンドとして運用するものです。追加型投資信託は、原則として、時価で自由に設定・解約及び売買ができることから、投資家は自らそのタイミングをみて取引することができます。

特別分配金

分配落ち後基準価額が個別元本を下回ったとき、収益分配金のうち、その部分に相当するものです。元本の払い戻しとみなされ非課税扱いになります。

普通分配金

追加型投資信託の収益分配金のうち、分配落ち前基準価額の個別元本超過部分を指します。

ベンチマーク

ファンドの運用に当たって運用目標の基準となる指標です。

目論見書

投資信託の運用方針や特徴について記した説明書です。投資家が投資信託を理解し、十分検討できるよう、委託会社が作成します。販売会社は、募集、販売に際し、投資家への交付を義務づけられています。

・ 投資信託説明書（交付目論見書）

投資家にあらかじめまたは買付申込と同時に交付する目論見書です。

・ 投資信託説明書（請求目論見書）

投資家から請求があった場合に交付する目論見書です。

約款（投資信託約款）

委託会社と受託会社の間に関与される信託契約の内容が記載されたものです。個々のファンドごとに作成されます。

ウォーバーグ・ピンカス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）
2006年6月

※本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

クレディ・スイス投信

1. 「ウオーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年6月9日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月10日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条第2項第2号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 当ファンドは、主に国内株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は組入れた有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入株式の価格は国内外の政治・経済情勢、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。
4. 本書で使用している税率等の課税上の取扱いは、本書作成時現在に適用されているものですが、税制が改正された場合等には、変更になる場合があります。

投資信託説明書(請求目論見書)

目 次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	14
第5 設定及び解約の実績	14

第1【ファンドの沿革】

- 平成11年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 平成14年2月1日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託者の業務を承継
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 平成15年8月8日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a. 取得申込方法

取得申込みについては、午後3時（わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

b. 取得申込単位

申込手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

c. 取得申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

d. 取得申込代金の払込み

販売会社が別に定める日までに、申込代金を販売会社にお支払いください。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法

に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約の実行の請求については、午後3時（わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに、一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

b. 一部解約の単位
1口単位とします。

c. 一部解約の価額

解約価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額 1 を差引いた額（「解約価額」といいます。）とします。

なお、手取額は、当該解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本 2 を上回った場合その超過額の10% 3）を差引いた金額となります。

1 「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）をいいます。

3 個人投資家の場合の税率です。法人投資家の場合は税率が異なります。

d. 一部解約における制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により、一定の金額を超える一部解約に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

e. 解約代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求の受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称（WPIG）として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。
- 〔照会先〕 クレディ・スイス投信株式会社
お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120-104-903
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）
インターネット・ホームページ www.credit-suisse.com/jp
- c. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 1は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 2に応じて計算されるものとします。
- 1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドのため、受益証券はすべて保護預りとなります。

なお、受益証券は混蔵保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

平成11年5月31日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a . 償還条件

委託者は、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b . 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、約款の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b . 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託者に対し

て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 から までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 の書面の交付を原則として行ないません。

c . 公告

日本経済新聞に掲載します。

d . 運用報告書

委託者は、当ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e . 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f . 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g . 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a . 収益分配金に対する請求権

委託者は受益者に対し原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づいて、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行いません。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

c. 一部解約(換金)請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)および第7期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成17年4月30日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中



代表社員 公認会計士
関与社員

山手章 

関与社員 公認会計士

鶴田光夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成16年3月11日から平成17年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成17年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

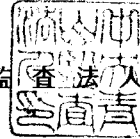
独立監査人の監査報告書

平成18年4月22日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

中央青山監



指定社員
業務執行社員 公認会計士

山手章

指定社員
業務執行社員 公認会計士

鶴田光夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーク・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成17年3月11日から平成18年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォーバーク・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成18年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第 6 期	第 7 期
			(平成17年3月10日現在)	(平成18年3月10日現在)
			金 額	金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
コール・ローン			109,932,131	176,509,854
株 式			4,974,859,700	5,383,440,700
未 収 入 金			14,849,576	30,439,983
未 収 配 当 金			755,730	3,503,826
未 収 利 息			3	4
流動資産合計			5,100,397,140	5,593,894,367
資 産 合 計			5,100,397,140	5,593,894,367
負 債 の 部				
流 動 負 債				
未 払 金			-	10,817,010
未 払 解 約 金			17,774,867	7,722,990
未払受託者報酬			2,651,903	2,799,302
未払委託者報酬			39,778,502	41,989,468
流動負債合計			60,205,272	63,328,770
負 債 合 計			60,205,272	63,328,770
純 資 産 の 部				
元 本				
元 本		*1	5,755,112,610	4,436,302,703
剰 余 金				
期末剰余金又は期末欠損金()		*2	714,920,742	1,094,262,894
(うち分配準備積立金)			(741,487,905)	(600,160,823)
剰余金合計			714,920,742	1,094,262,894
純 資 産 合 計			5,040,191,868	5,530,565,597
負 債・純 資 産 合 計			5,100,397,140	5,593,894,367

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第 6 期	第 7 期
			自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日 金 額	自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日 金 額
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取配当金			43,768,566	51,082,594
受取利息			829	1,154
有価証券売買等損益			29,295,811	1,857,465,538
その他収益			804	687,500
営業収益合計			73,066,010	1,909,236,786
営業費用				
受託者報酬			5,656,935	5,387,839
委託者報酬			84,853,895	80,817,465
その他費用			20,920	-
営業費用合計			90,531,750	86,205,304
営業利益又は営業損失()			17,465,740	1,823,031,482
経常利益又は経常損失()			17,465,740	1,823,031,482
当期純利益又は当期純損失()			17,465,740	1,823,031,482
一部解約に伴う当期純利益分配額 又は当期純損失分配額()			12,680,931	219,411,721
期首欠損金			814,965,025	714,920,742
欠損金減少額			115,814,251	205,563,875
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)			(115,814,251)	(182,791,934)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)			-	(22,771,941)
欠損金増加額			10,985,159	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)			(10,985,159)	-
分配金		*1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()			714,920,742	1,094,262,894

重要な会計方針

期 別 項 目	第 6 期 自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	第 7 期 自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同 左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 6 期 (平成17年3月10日現在)	第 7 期 (平成18年3月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 6,592,079,718円 期中追加設定元本額 85,057,898円 期中一部解約元本額 922,025,006円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 5,755,112,610円 期中追加設定元本額 150,896,758円 期中一部解約元本額 1,469,706,665円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は714,920,742円であります。	

(損益及び剰余金計算書関係)

第 6 期 自平成16年3月11日 至平成17年3月10日	第 7 期 自平成17年3月11日 至平成18年3月10日
*1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,010,963,663円)及び分配準備積立金(741,487,905円)より分配対象収益が1,752,451,568円(1万口当たり3,045円)であります。分配は行なっておりません。	*1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,537,744円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(798,131,770円)及び分配準備積立金(555,623,079円)より分配対象収益が1,398,292,593円(1万口当たり3,151円)であります。分配は行なっておりません。

(有価証券関係)

第6期(平成17年3月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	4,974,859,700円	242,118,086円
合 計	4,974,859,700円	242,118,086円

第7期(平成18年3月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	5,383,440,700円	1,214,700,260円
合 計	5,383,440,700円	1,214,700,260円

(1口当たり情報)

期 別 項 目	第 6 期 (平成17年3月10日現在)	第 7 期 (平成18年3月10日現在)
1口当たり純資産の額	0.8758円 (1万口当たり 8,758円)	1.2467円 (1万口当たり 12,467円)

(3)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式(平成18年3月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	国際石油開発	42	1,050,000.00	44,100,000	
		三井製糖	225,000	475.00	106,875,000	
		東レ	100,000	882.00	88,200,000	
		サンエー・インターナショナル	11,400	4,630.00	52,782,000	
		信越化学工業	11,500	5,990.00	68,885,000	
		ステラ ケミファ	22,300	4,200.00	93,660,000	
		J S R	17,100	3,450.00	58,995,000	
		日立化成工業	20,900	3,210.00	67,089,000	
		コーセー	11,900	4,820.00	57,358,000	
		武田薬品工業	13,500	6,750.00	91,125,000	
		中外製薬	42,300	2,250.00	95,175,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	18,800	4,370.00	82,156,000	
		三井金属鉱業	134,000	749.00	100,366,000	
		住友チタニウム	3,400	18,210.00	61,914,000	
		日本発條	125,000	1,343.00	167,875,000	
		ソディック	38,300	1,660.00	63,578,000	
		クボタ	71,000	1,114.00	79,094,000	
		ダイキン工業	16,000	3,910.00	62,560,000	
		日本電産	5,400	8,970.00	48,438,000	
		エルピーダメモリ	12,500	4,150.00	51,875,000	
		メルコホールディングス	18,300	3,490.00	63,867,000	
		富士通	61,000	904.00	55,144,000	
		アルバック	19,700	4,460.00	87,862,000	
		松下電器産業	32,000	2,520.00	80,640,000	
		キーエンス	2,000	30,750.00	61,500,000	
		キヤノン	13,100	7,230.00	94,713,000	
		デンソー	14,200	4,440.00	63,048,000	
		トヨタ自動車	38,200	6,290.00	240,278,000	
		N O K	21,400	3,310.00	70,834,000	
		本田技研工業	24,700	7,050.00	174,135,000	
		H O Y A	14,900	4,570.00	68,093,000	
		トッパン・フォームズ	35,900	1,885.00	67,671,500	
		ビジョン	55,100	1,675.00	92,292,500	
		西日本旅客鉄道	172	470,000.00	80,840,000	
		フジテレビジョン	214	269,000.00	57,566,000	
		U S E N	27,500	2,685.00	73,837,500	
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	348	169,000.00	58,812,000	
		カブコン	42,400	1,265.00	53,636,000	
		富士ソフトA B C	11,400	3,280.00	37,392,000	
		テレウェイヴ	66	338,000.00	22,308,000	
		ハピネット	30,900	3,170.00	97,953,000	
		ガリバーインターナショナル	9,560	13,600.00	130,016,000	
三井物産	146,000	1,530.00	223,380,000			
エービーシー・マート	28,700	2,940.00	84,378,000			
ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	34	1,720,000.00	58,480,000			
クリエイトエス・ディー	7,600	4,080.00	31,008,000			
コスモス薬品	13,200	3,230.00	42,636,000			
ブレナス	22,200	3,570.00	79,254,000			
ペルーナ	28,800	4,800.00	138,240,000			
三菱UFJフィナンシャル・グループ	65	1,690,000.00	109,850,000			
三井住友フィナンシャルグループ	186	1,270,000.00	236,220,000			
武蔵野銀行	7,600	6,430.00	48,868,000			
住友信託銀行	55,000	1,181.00	64,955,000			

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		みずほフィナンシャルグループ	196	937,000.00	183,652,000	
		だいこう証券ビジネス	39,600	2,640.00	104,544,000	
		ミレアホールディングス	25	2,180,000.00	54,500,000	
		ニッシン	532,200	224.00	119,212,800	
		オリックス	4,230	32,100.00	135,783,000	
		クリード	23	530,000.00	12,190,000	
		アセット・マネジャーズ	218	312,000.00	68,016,000	
		キャリアデザインセンター	64	427,000.00	27,328,000	
		ラウンドワン	221	517,000.00	114,257,000	
		ユー・エス・エス	5,770	8,000.00	46,160,000	
		楽天	262	99,200.00	25,990,400	
	計	銘柄数：	64		5,383,440,700	
		組入時価比率：	97.3%		100.0%	
	合計				5,383,440,700	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年4月28日現在)

資産総額	5,873,044,054 円
負債総額	235,596,626 円
純資産総額 (-)	5,637,447,428 円
発行済数量	4,266,810,481 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3212 円

第5【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
第1期	4,754,381,742	660,068,161	4,094,313,581
第2期	4,141,795,070	860,028,095	7,376,080,556
第3期	815,993,280	920,183,690	7,271,890,146
第4期	377,474,332	495,888,494	7,153,475,984
第5期	168,002,886	729,399,152	6,592,079,718
第6期	85,057,898	922,025,006	5,755,112,610
第7期	150,896,758	1,469,706,665	4,436,302,703

(注1) 第1期追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。